

令和5年度 都立高校の教育相談体制に 関する調査結果から



令和6年4月
東京都教育相談センター

アンケート調査の概要

令和5年度、東京都教育相談センターでは、学校の教育相談体制の構築と充実を目指して、「都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）における教育相談体制についてのアンケート」を実施しました。

都立高校234校（全日制、定時制、通信制はそれぞれ1校とカウント）にアンケートを依頼し、185校（79%）の有効回答を頂きました。
ご協力を頂きありがとうございました。

このページではアンケートの結果をお知らせします。また、東京都教育相談センターでは、平成26年度にも都立学校における教育相談体制について調査しており、当時の結果と比較できるものについてはその変化についてもご報告しています。

※ なお、このアンケート、報告では教育相談にかかわる校内のチームを「教育相談部会」と表現しています。



アンケートの内容は [こちら](#)

目次

(項目をクリックすると該当ページに飛びます)

各都立高校の工夫を
紹介します。



教育相談部会について

1. [教育相談部会について](#)
2. [部会等の参加メンバー（上位10位）](#)
3. [部会のコーディネートをする教員](#)
4. [部会の定期開催の頻度](#)
5. [部会で話し合っている内容](#)
6. [部会で話し合われた内容の共有範囲](#)
7. [部会の充実のための工夫](#)
8. [部会の課題と感ずること](#)

教育相談部会を各都立高校がどのような
形で運営しているかを紹介します。



教育相談に関わる 取り組みについて

1. [面談週間等の実施](#)
2. [教育相談に関するお知らせの発信](#)
3. [不登校や登校しぶり等の生徒が過ごすことのできる
保健室以外の部屋](#)
4. [学校に来られない生徒が相談できる仕組み](#)
5. [話しやすい教職員に相談できることを伝える機会](#)
6. [生徒からのSOSをキャッチするための工夫](#)
7. [日常業務の中で気がかりな生徒等について
相談し合う雰囲気づくりのための工夫①](#)
8. [日常業務の中で気がかりな生徒等について
相談し合う雰囲気づくりのための工夫②](#)

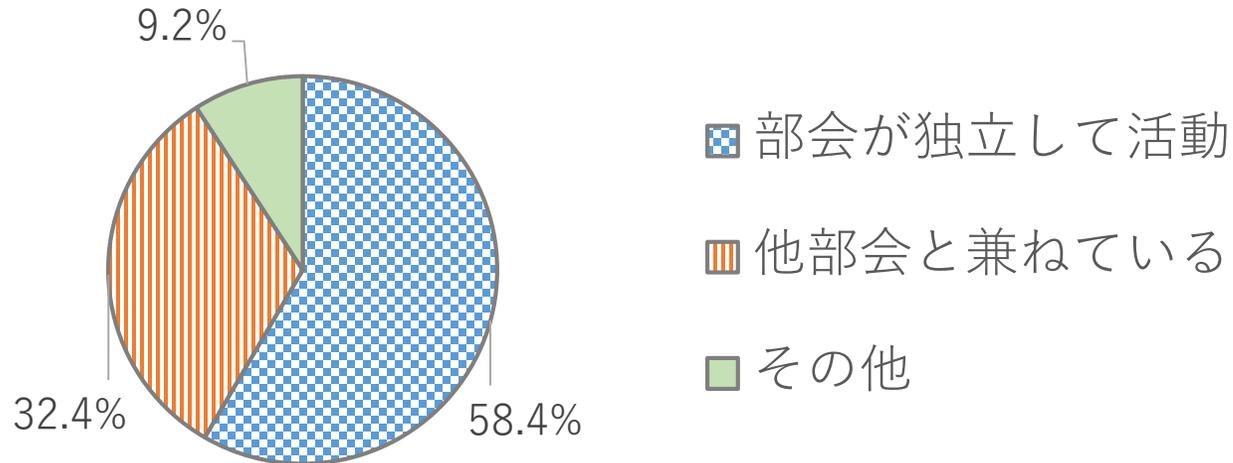
東京都教育相談センターの紹介

1. [教職員等からの児童・生徒理解に関する相談](#)
2. [学校訪問事業](#)
3. [来所相談](#)

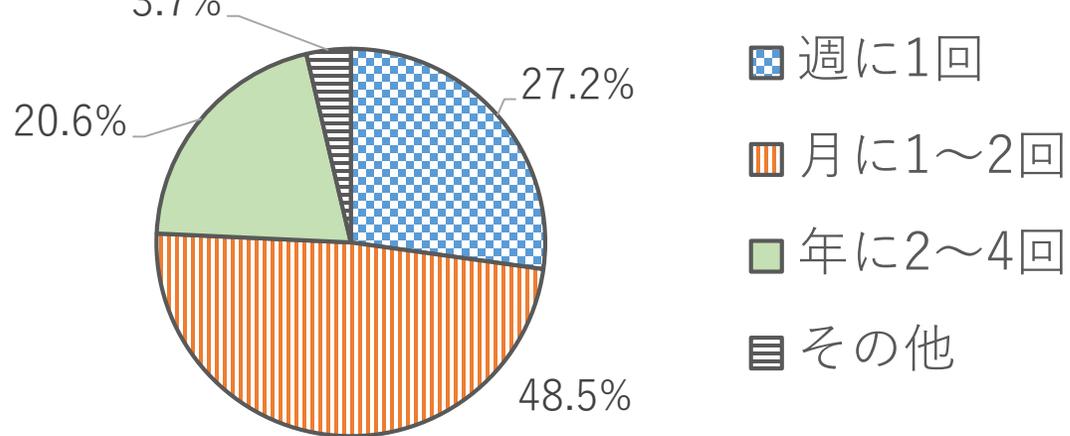
教育相談部会について

[目次に戻る](#)

教育相談部会の設置について



部会の定期開催の頻度



半数以上の学校で教育相談部会が独立して設置されていました。他部会と兼ねる学校も含めると、9割以上の都立高校に教育相談に関わる校内チームがあることが分かりました。

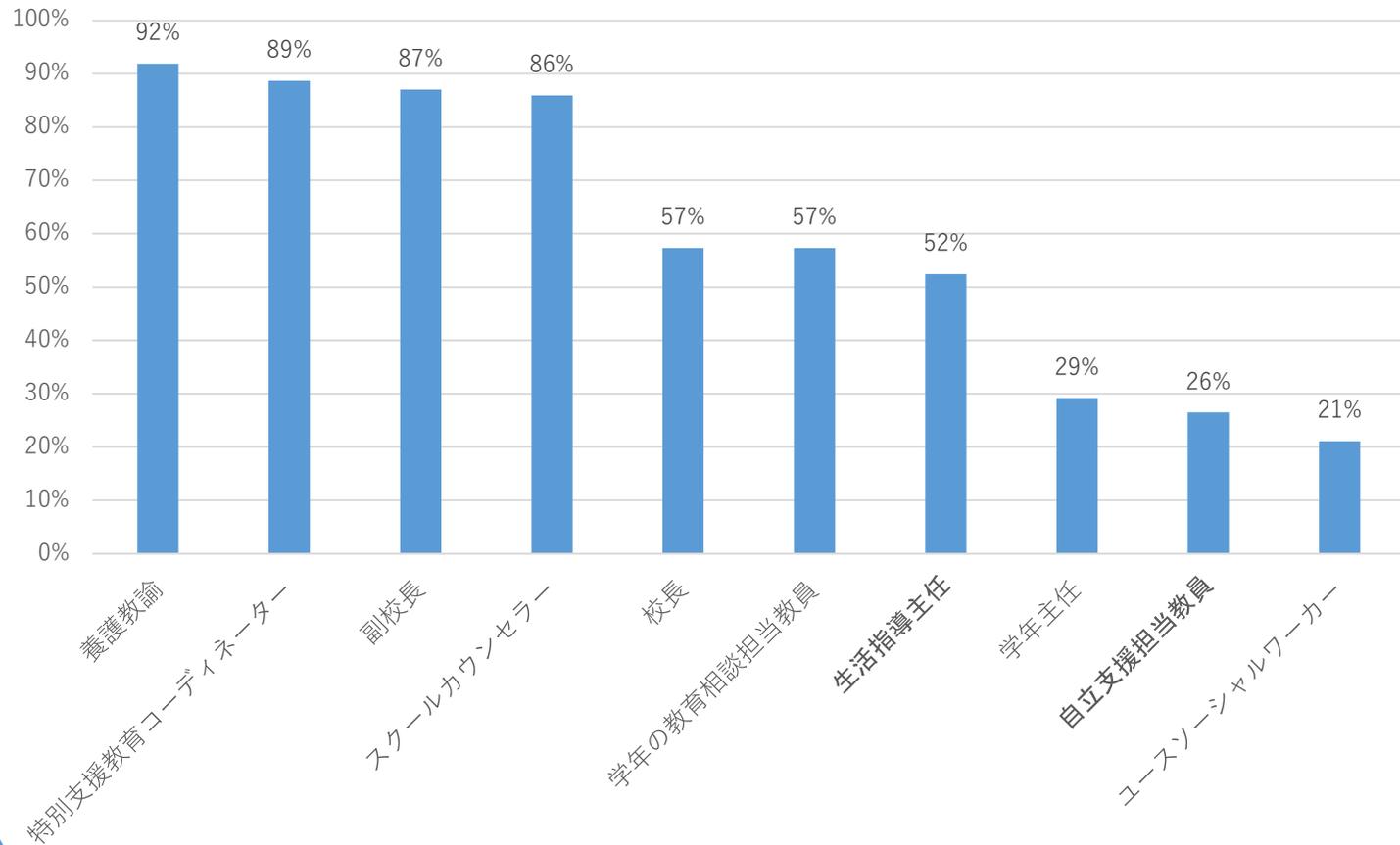
9割以上の学校では定期的に教育相談部会が開催されており、その内の7割を超える学校で、週に1回から月に2、3回の頻度で開催されていました。

忙しい中でも、教育相談の活動が熱心に行われているようです。

部会の参加メンバー（上位10位）

[目次に戻る](#)

部会等の参加メンバー
(複数回答 上位10位まで)



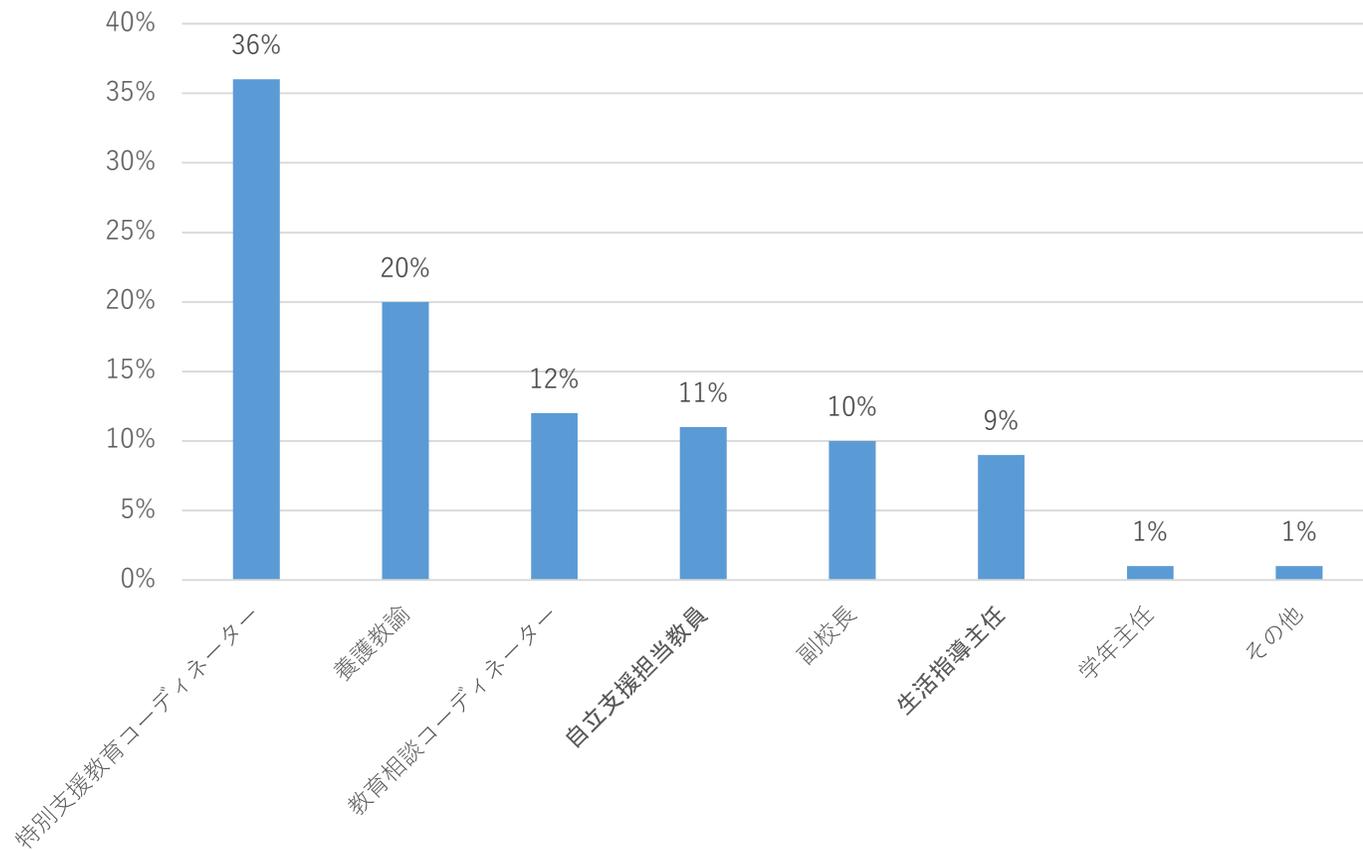
部会に参加するメンバーのうち、上位の4職は平成26年度の調査と変わりはありませんでしたが、副校長の参加率は約7割から約9割に、スクールカウンセラーは約6割から約8割5分に増えています。

また、半数以上の学校で校長、学年の教育相談担当教員、生活指導主任がメンバーとなっています。

部会のコーディネートをする教員

[目次に戻る](#)

部会のコーディネートを担当する教員



半分以上の学校で、特別支援コーディネーター、もしくは養護教諭がコーディネート役を担っているようです。

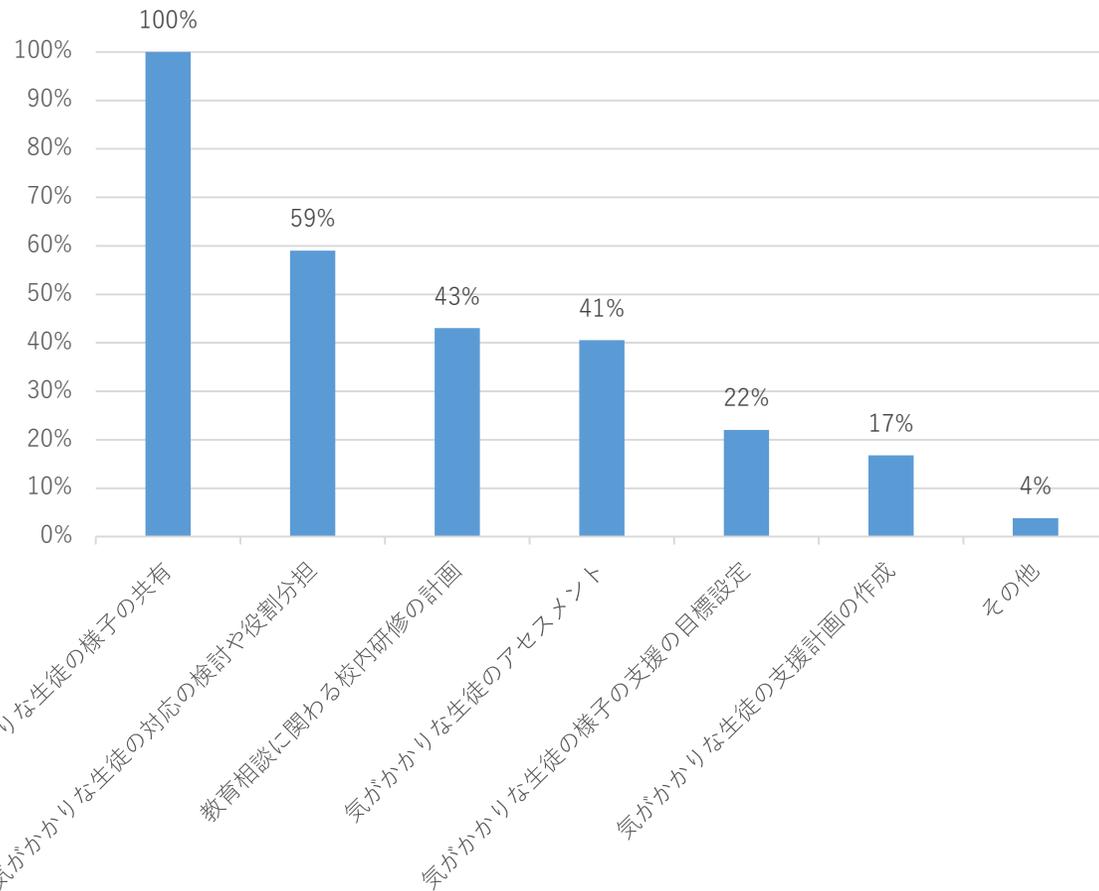
令和4年に改訂された「生徒指導提要（文部科学省）」では、**教育相談はチームとして活動を進め、生徒指導の中心的な役割を担うことが示されました。**

またコーディネーターの役割が、**チームの要**として重要視されています。

部会で話し合っている内容

[目次に戻る](#)

部会で話し合っている内容（複数回答可）



平成26年度の調査では、情報共有にとどまると回答した学校が多く、「協議の上対応方針を検討をした」と回答した学校は2割程度でしたが、現在是对応の検討や役割分担も6割近い学校で行われていました。

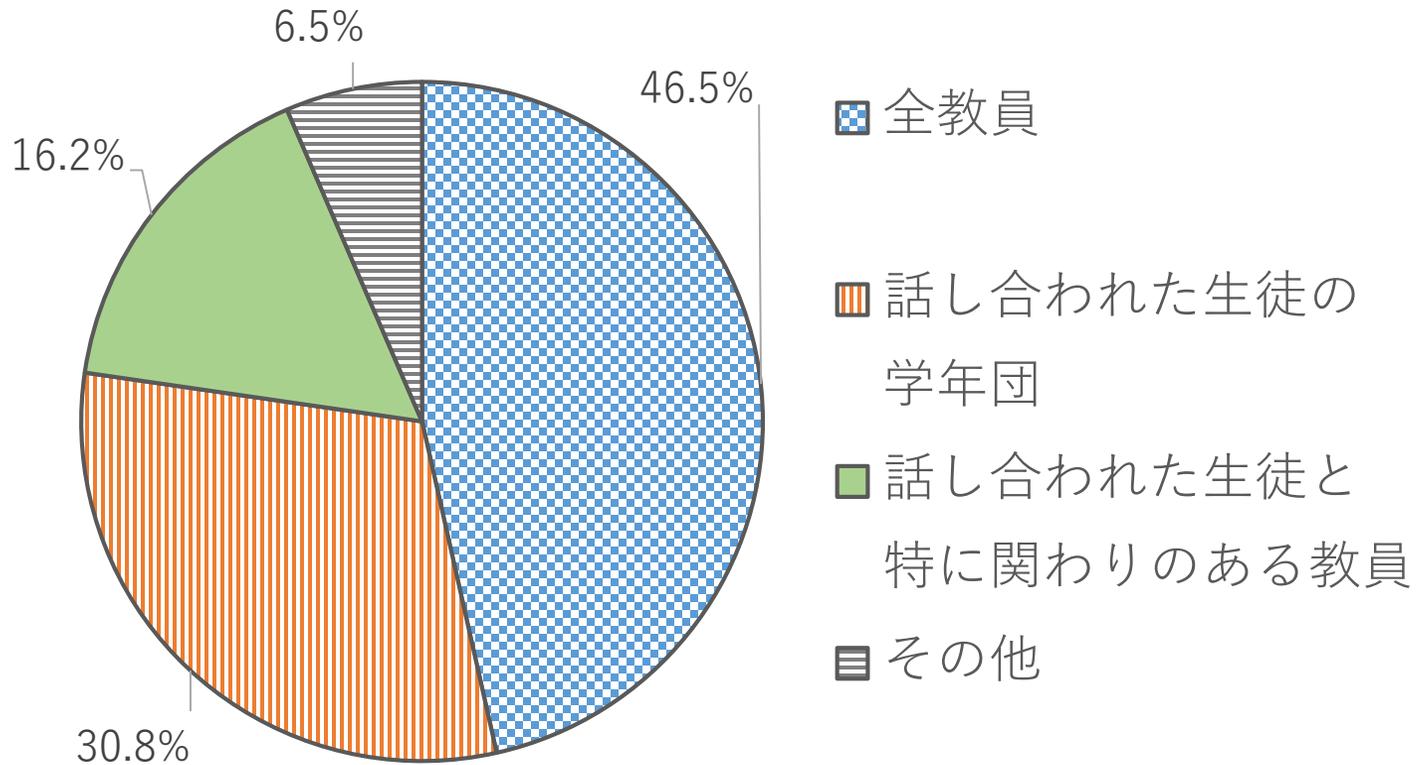
情報共有は当たり前のこととなり、更に一步踏み込んだ対応まで協議する都立高校が増加しています。

「その他」の中には、「外部機関連携の計画や調整」「ユースソーシャルワーカー（YSW）派遣に関すること」という回答がありました。

部会で話し合われた内容の共有範囲

[目次に戻る](#)

部会で話し合われた内容の共有範囲

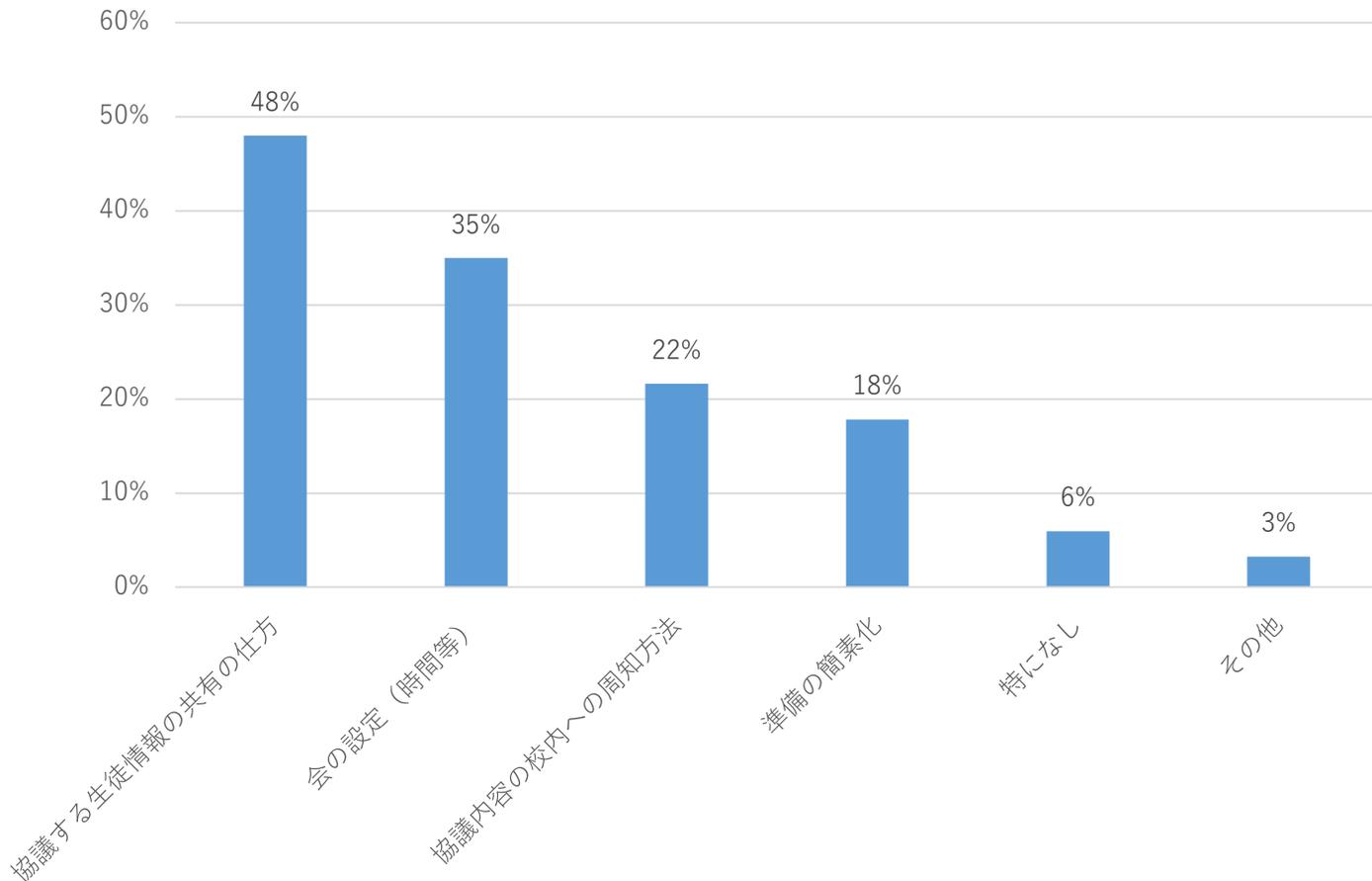


部会の参加者以外に対する内容共有の範囲については、約半数が全教員、約3割が学年団と学校によって様々でした。各学校の体制や状況によって、様々な共有の仕方があるということかもしれません。

部会の充実のための工夫

[目次に戻る](#)

部会の充実のための工夫（複数回答可）



部会の充実のためにしている工夫として、情報共有や会の設定の工夫と回答している学校が上位でした。

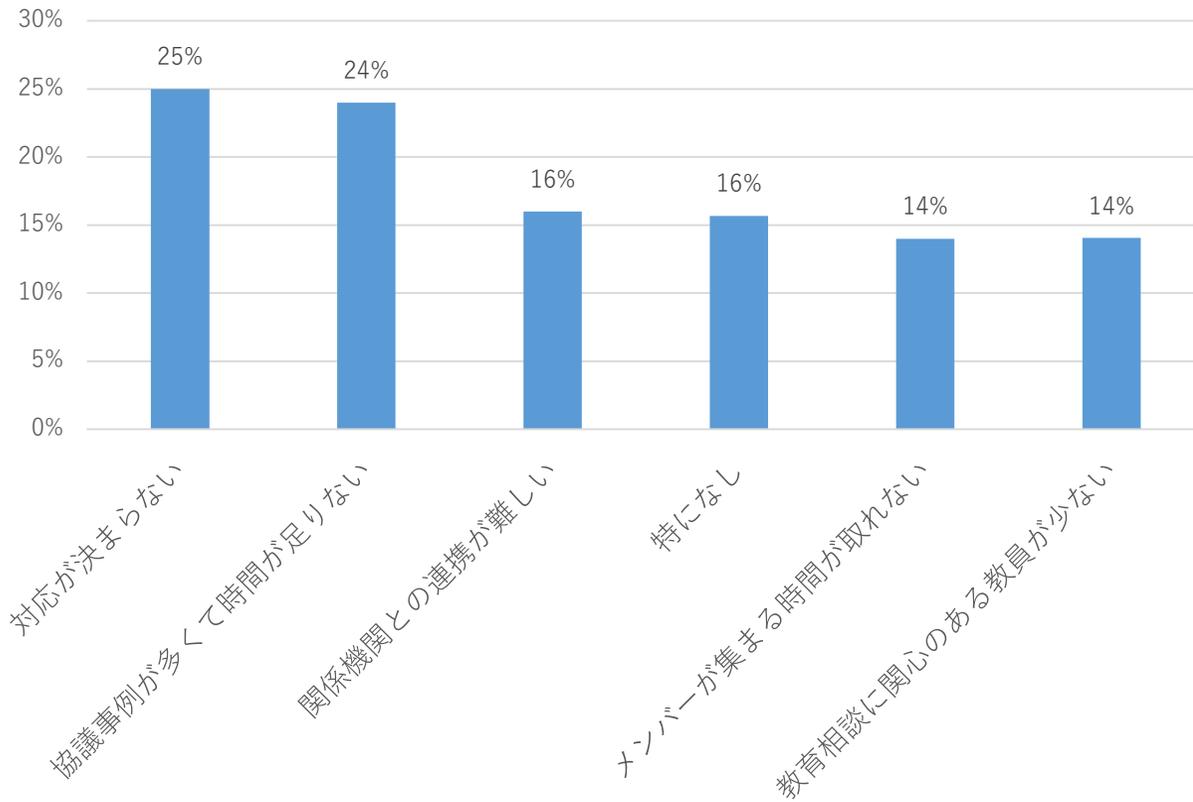
限られた時間の中でどの様に情報を共有するかは部会の充実の大事な要素であるようです。

「その他」として記述回答してくださった学校の中には、デジタルを活用して随時情報収集・共有をしている都立高校も見受けられました。

部会の課題と感ずること

[目次に戻る](#)

部会の課題と感ずること（複数回答可）



部会の課題としては、約1/4の学校が「心配な生徒は共有するが、対応がなかなか決まらない」「協議事例が多くて時間が足りない」と回答しています。

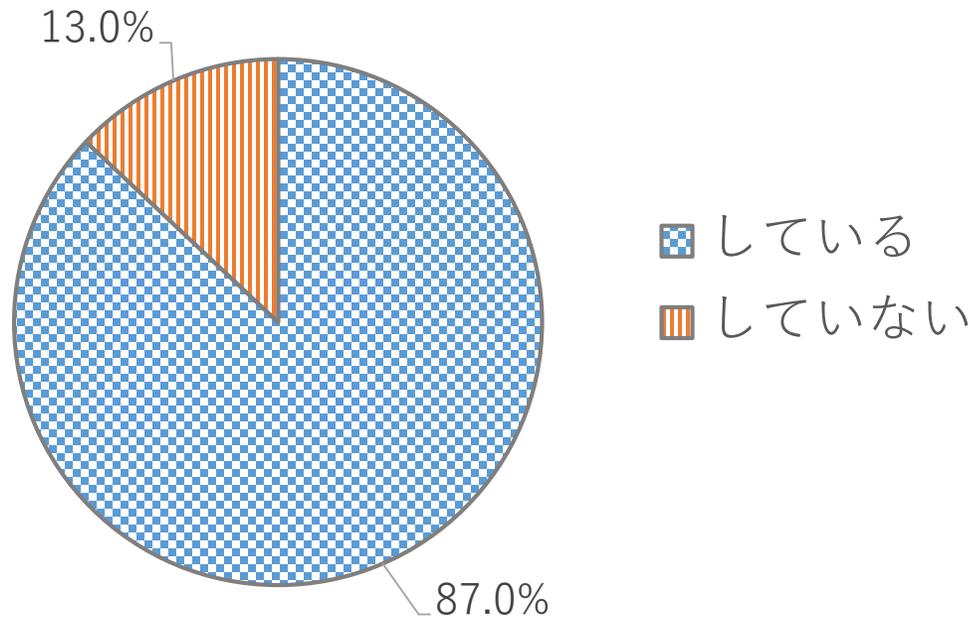
困難な事例をたくさん抱えている学校に、教育相談センターとしてもアセスメントや対応の検討についてお手伝いできるとよいと考えています。

[教育相談センターの
学校支援はこちら](#)

面談週間等の実施

[目次に戻る](#)

面談週間等（全生徒、もしくは希望する生徒が
教員と面談して相談できる期間）の実施の有無



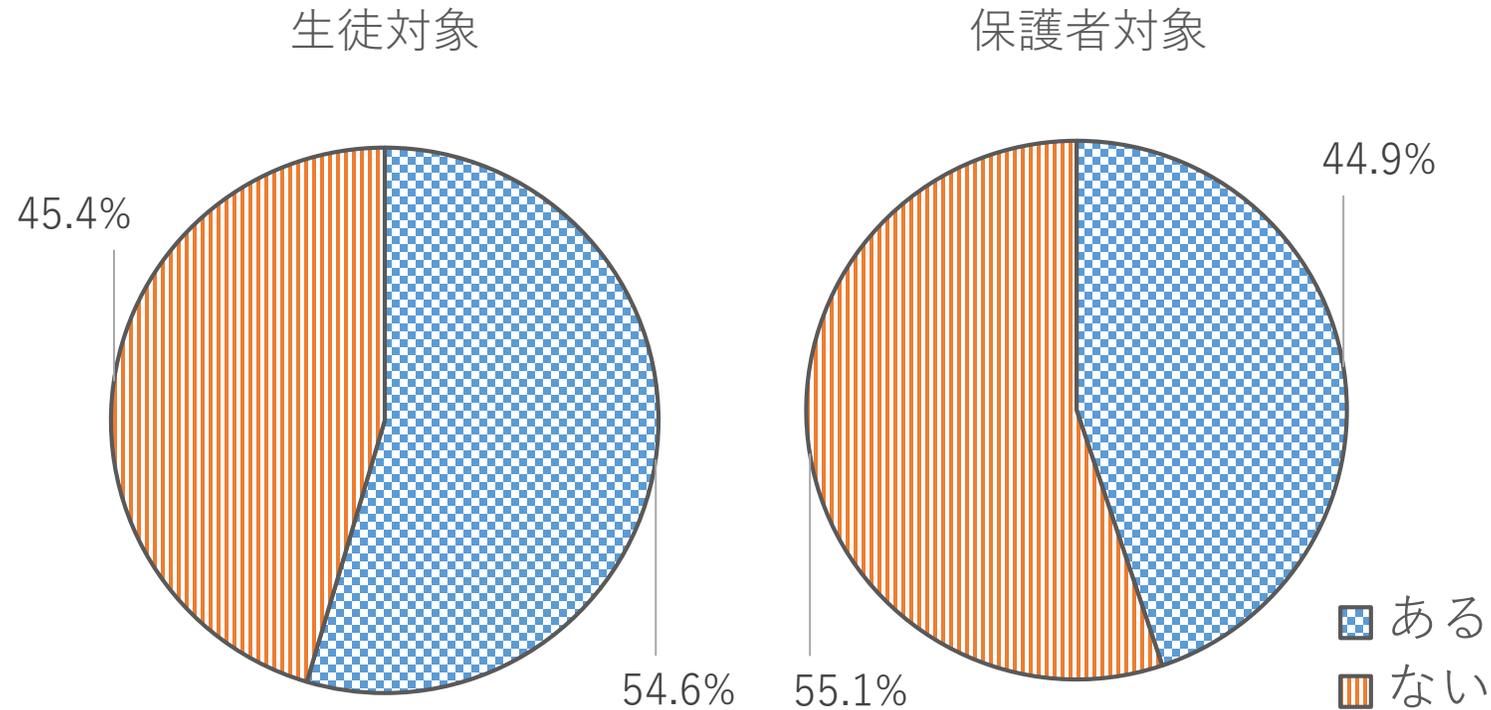
9割近い学校が面談週間を実施
しています。平成26年度の調査
では、面談週間を実施している
学校は約半数でした。

このように生徒が教員に相談
できる機会が作られていくことで、
普段はSOSが出せない生徒も、
困っていること、辛いことを
教員に相談しやすくなるかも
しれません。

教育相談に関するお知らせの発信

[目次に戻る](#)

教育相談に関するお知らせの発信の有無



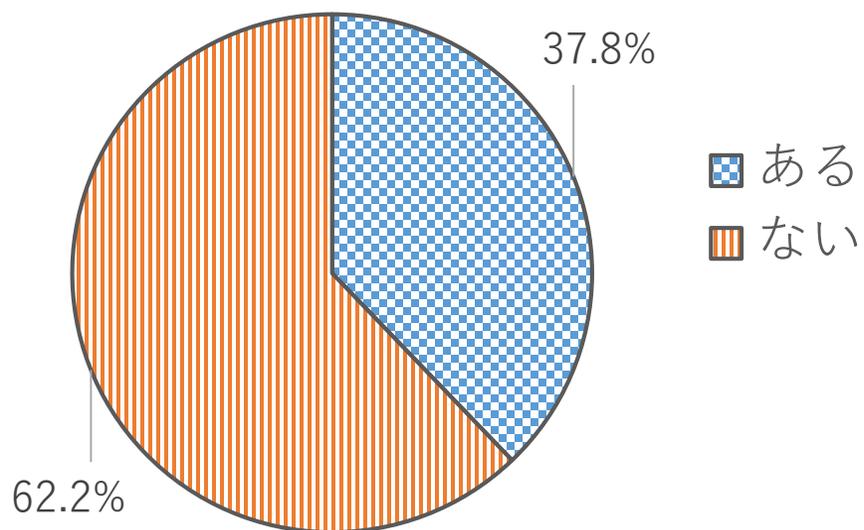
約半数の都立高校で、生徒対象・保護者対象に教育相談に関するお知らせを発信していました。

スクールカウンセラーのお便りを活用している都立高校が多く見られました。

不登校や登校しぶり等の生徒が過ごせる保健室以外の部屋

[目次に戻る](#)

不登校や登校しぶり等の生徒が過ごせる
保健室以外の部屋の有無



約4割の都立高校で「不登校や登校しぶり等の生徒が過ごすことのできる保健室以外の部屋」が用意されています。

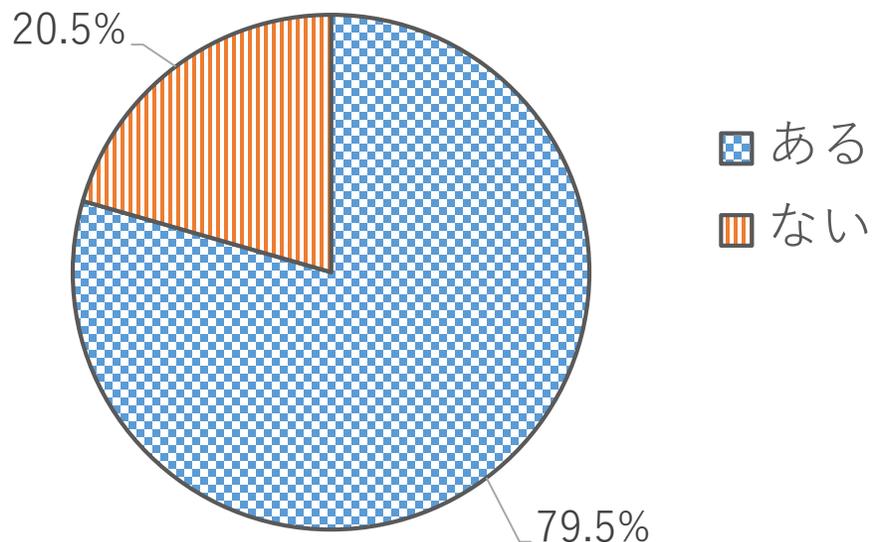
- ・ 相談室（カウンセリング室）
- ・ 生徒面談室
- ・ 自立支援ルーム

等

学校に来られない生徒が相談できる仕組み

[目次に戻る](#)

学校に来られない生徒が
相談できる仕組みの有無



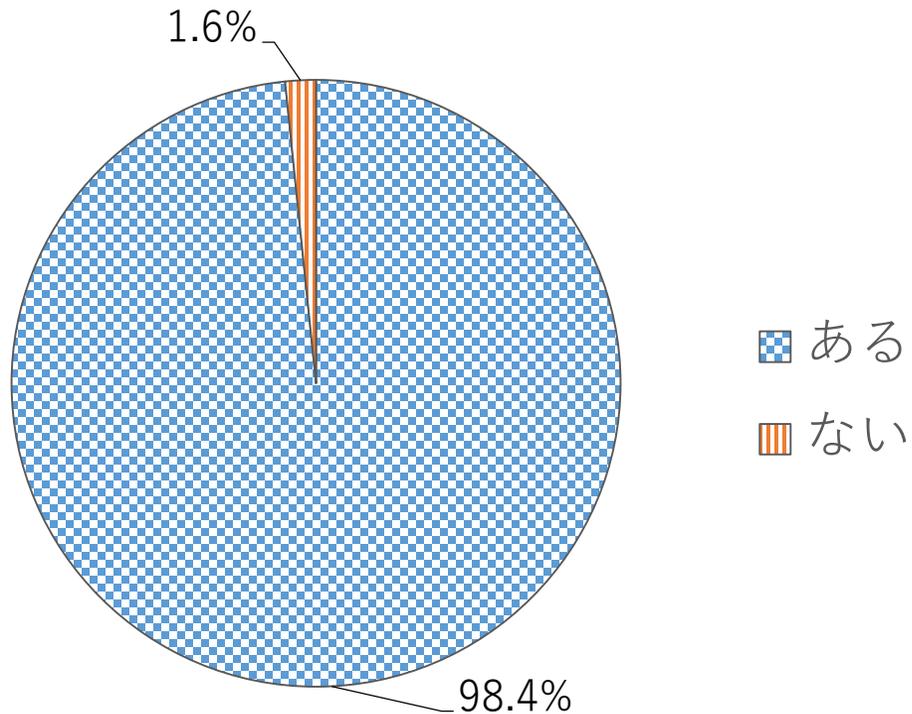
約8割の学校が「学校に来られない生徒が相談できる仕組みがある」と答えています。

不登校の生徒も学校に相談できる体制が整ってきていることが分かります。

話しやすい教職員に相談できることを伝える機会

[目次に戻る](#)

担任以外の教員やスクールカウンセラー等に
相談出来ることを生徒に伝える機会の有無



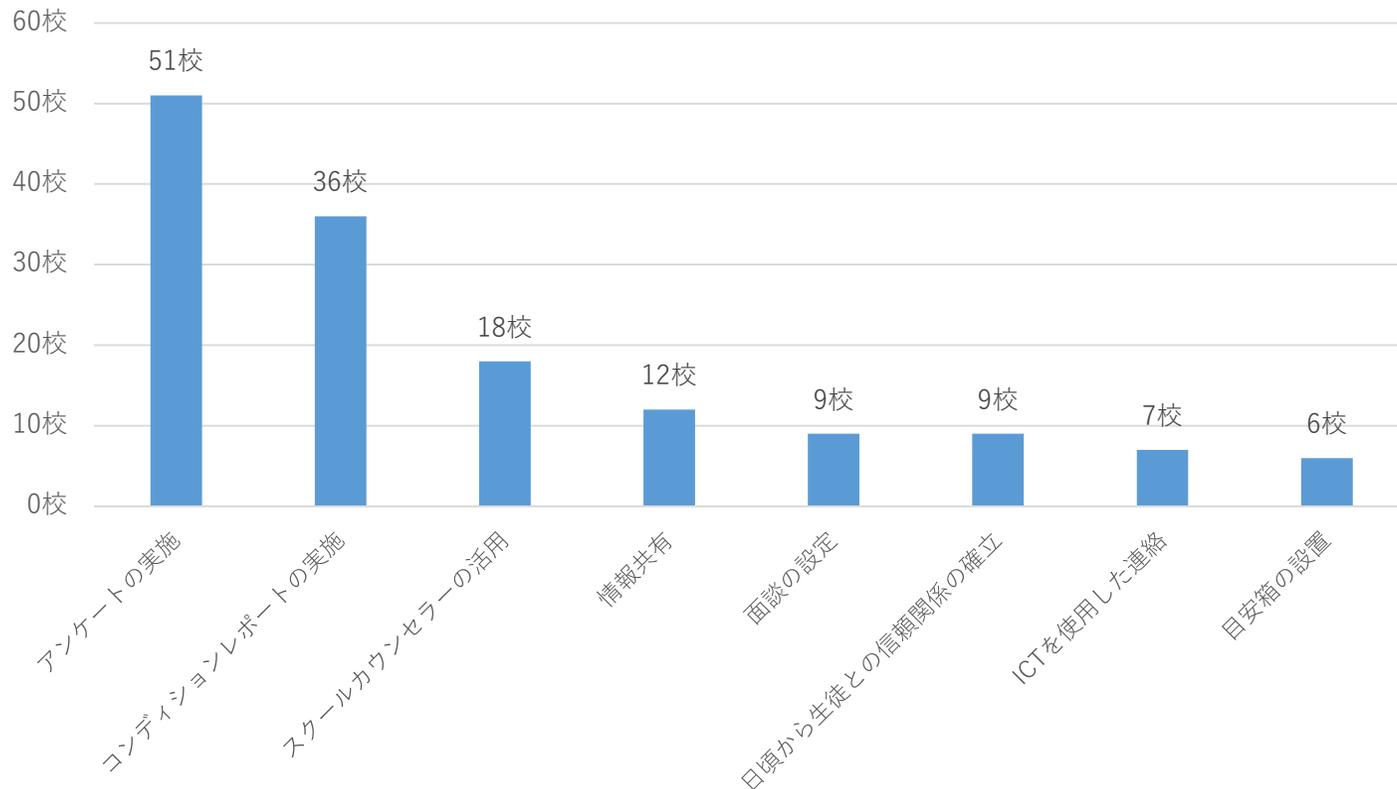
ほとんどの学校が担任以外にも
相談できると生徒に伝えて
いることが分かりました。

当たり前のように思えても、
「相談できるよ」と改めて
伝えることで生徒も安心できる
のではないのでしょうか。

生徒からのSOSをキャッチするための工夫

[目次に戻る](#)

生徒からのSOSをキャッチするための学校の工夫
(複数回答可)



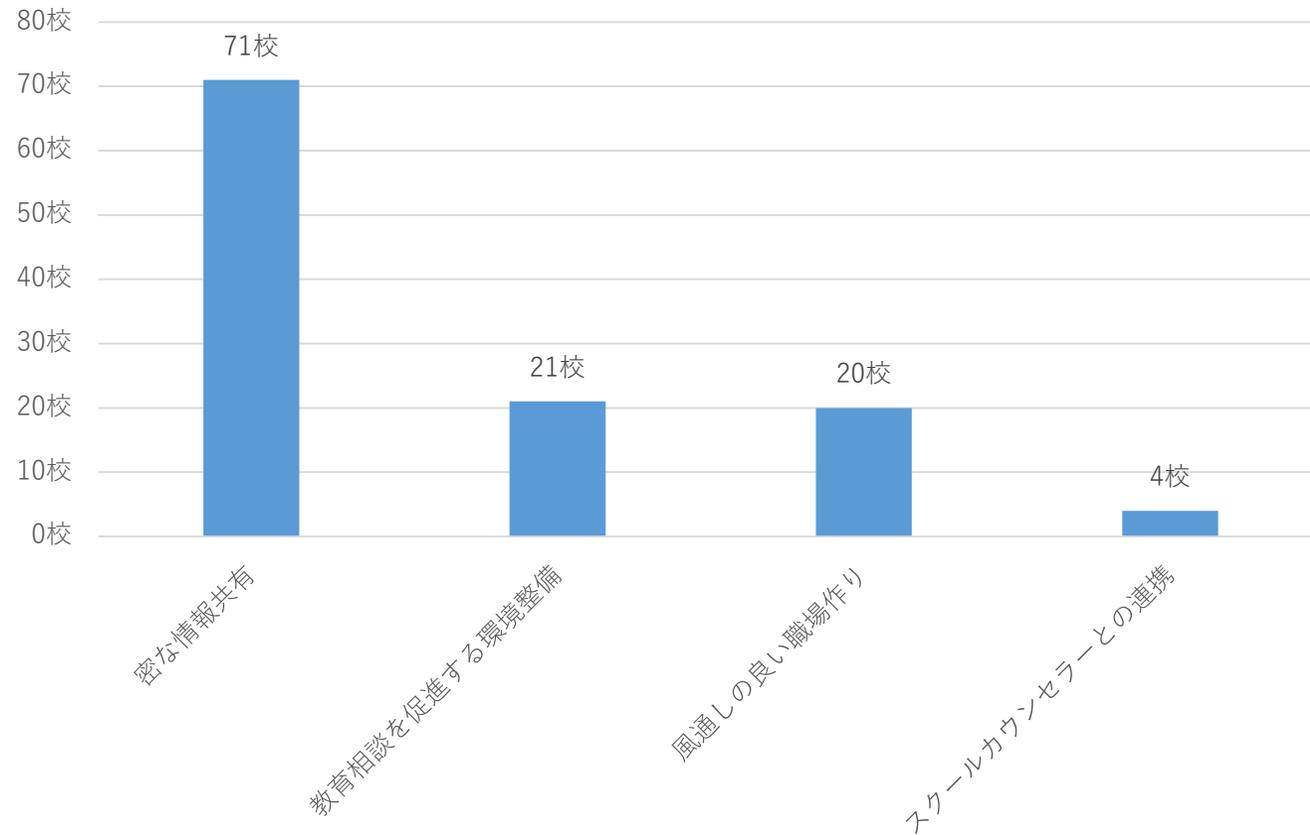
生徒からのSOSをキャッチするための学校の工夫としては「アンケートの実施」「コンディションレポートの実施」を挙げる都立高校が多く見られました（のべ87校）。

アンケートやコンディションレポートは生徒からのSOSをキャッチする重要なツールとなっているようです。

日常業務の中で気がかりな生徒等について 相談し合う雰囲気づくりのための工夫①

[目次に戻る](#)

日常業務の中で生徒等について相談し合う機会や
雰囲気づくりのためにしている工夫（複数回答可）



教員同士が相談しあう機会や
雰囲気づくりの工夫として、
情報共有を密に行っている
都立高校が多いことが分かり
ました。

具体的にどんな工夫が行われて
いるのか、次のスライドで紹介
します。

日常業務の中で気がかりな生徒等について 相談し合う雰囲気づくりのための工夫②

[目次に戻る](#)

《具体的な工夫例》

- ・ 隔週で教員が気がかりな生徒について話し合う茶話会を開催している。
- ・ 職員室内に精神疾患や不登校、UD(ユニバーサルデザイン)、通級教材などを扱う貸出文庫を設置している。
(本を借りた先生が抱えている生徒についてそこで情報共有する)
- ・ 管理職が**生徒の良いところを見つけたら当該の学年に伝える**。
学年独自の取り組みがあれば、興味をもって詳細を聴きに行く。
- ・ 職員室は学年担任や分掌部員が**すぐに話し合うことができる座席配置**にしている。
- ・ 職員室に小さい椅子を多く配置。その椅子を持って情報共有をしたい教員の所に行くと、お互いに座って話しやすい。
- ・ 職員室に円卓があり、そこで教員が団らんしている。そこを管理職がよく巡回している。

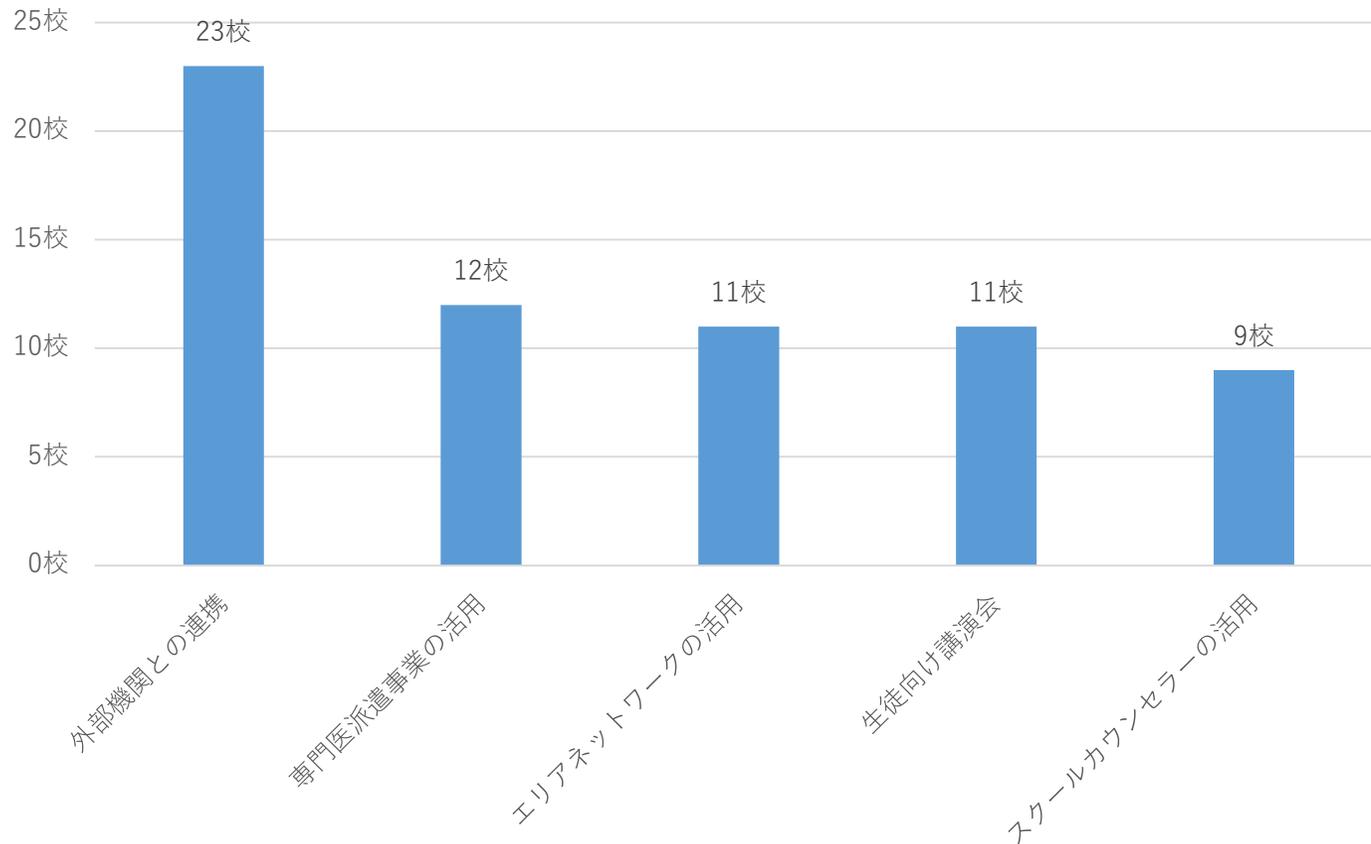
話し合うきっかけや、安心できる場づくり、話題の中身の工夫などが行われていました。

こうした取り組みを通して日常的に多くの先生が生徒を気にかけて、相談し合う雰囲気を作っているようです。

その他教育相談に関する取組

[目次に戻る](#)

その他教育相談に関する取組（複数回答可）



その他教育相談に関する取組として、23校が「外部機関との連携」と回答しています。

外部機関との連携がますます重要になってきている今では、そのコーディネート（どの機関が活用できるか、どう連携するとよいか）する力が大切かもしれません。

教職員等からの児童・生徒理解に関する相談

[目次に戻る](#)

東京都教育相談センターでは、
教職員（管理職、教員、講師、スクールカウンセラー、教育委員会職員等）からの
「児童・生徒理解に関する相談」を受け付けています。
匿名での電話も可能です。一人で抱え込まずにぜひ御相談ください。



東京都教育相談センター

〒169-0074 東京都新宿区北新宿4-6-1

TEL : **03-3360-4160**

(教職員等からの児童・生徒理解に関する相談)

HP : <https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp>

平日9時～17時
毎月第2・4水曜は9時～21時に
電話相談を受け付けています。
ぜひ御活用ください。

東京都教育相談センターの学校訪問事業

[目次に戻る](#)

【校内研修会の講師として】

- ・ 発達障害のある子供の理解と支援
- ・ 自傷・希死念慮のある子供の理解と支援
- ・ 心配な児童・生徒の保護者への対応
- ・ 「高校生の意識」調査を活用した支援

【ケース会議助言者として】

- ・ 気がかりな児童・生徒への関わり
(自傷・他害、集団逸脱等)
- ・ 関係機関との連携会議への同席

【申込方法】 *まずは気軽にお電話ください！

03-3360-4160

令和5年度
学校訪問事業の実績は、

教育相談に関する
研修会41件
事例検討会36件
でした！



東京都教育相談センターの来所相談

[目次に戻る](#)

【対象】

都内在住・在籍の幼児～高校生相当年齢までの方、その保護者、親族及び教職員

【対象となる相談内容】

不登校、いじめ、友人関係、学校生活、子育ての悩みや不安、家族関係、発達障害、自傷、家庭内暴力、体罰、ヤングケアラーに起因する問題などの相談

【場所】

北新宿（新宿区北新宿4-6-1 子ども家庭総合センター4階） 又は
立川（立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎4階）（*立川は月・水のみ開室）

【申込方法】 *事前予約制

0120-53-8288（24時間対応）

***教職員の方々へ：来所相談を紹介したいと思われた時点で教職員相談専用ダイヤル
03-3360-4160にご相談ください。**

